

## 担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(8)

労働債権を有する者その他の一般債権者を保護するための規律

5 1 労働債権を有する者その他の一般債権者を保護するための規律を次のとおりとすることについて、どのように考えるか。

10 (1) 集合動産譲渡担保権等（集合動産譲渡担保権又は集合動産留保所有権をいう。）又は集合債権譲渡担保権の実行により次に掲げる金額の合計額を超える額の被担保債権が消滅した場合において、設定者等（譲渡担保権設定者又は留保買主等をいう。）について破産  
15 手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続（以下「破産手続等」という。）の開始（破産法（平成16年法律第75号）第216条第1項の規定による破産手続廃止の決定がされた場合を除く。）があったときは、譲渡担保権者等（譲渡担保権者又は留保売主等をいう。）は、当該消滅した被担保債権の額から次に掲げる金額の合計額を控除した額に相当する  
20 金銭（以下「超過分の金銭」という。）を破産財団、再生債務者財産、更生会社財産又は清算株式会社の財産（以下「破産財団等」という。）に組み入れなければならない。ただし、当該消滅の日から1年を経過した日以後に破産手続等の開始の申立てがあった場合は、この限りでない。

ア 被担保債権の元本の額

20 イ 譲渡担保権者等が利息、債務の不履行によって生じた遅延損害金その他の定期金を請求する権利を有するときは、その定期金から生ずる各金銭債権のうち、帰属清算の通知、処分清算譲渡又は民事執行手続における配当若しくは弁済金の交付の日前1年以内に生じた分に相当する額

25 (2) 上記(1)の場合には、譲渡担保権者等は、相殺をもって設定者に対抗することができない。

(3) 上記(1)の場合には、超過分の金銭の額に相当する金額の被担保債権は消滅しなかったものとみなす。

2 前記1(1)の組入義務の履行を確保するために次のような規律を設けるための次の2案について、どのように考えるか。

## 【案2.1】

30 (1) 集合動産譲渡担保権等又は集合債権譲渡担保権の実行により前記1(1)に掲げる金額の合計額を超える額において被担保債権が消滅した場合には、設定者【又はその債権者】は、譲渡担保権者等に対し、前記1(1)により破産財団等に組み入れるべき金銭の寄託を請求することができる。ただし、設定者について破産手続等の開始があったときは、この限りでない。

35 (2) 上記(1)により寄託をした金銭は、前記1(1)の組入義務が生じないこととなった場合に限り、返還を請求することができる。

## 【案2.2】

集合動産譲渡担保権等又は集合債権譲渡担保権の実行により前記1(1)に掲げる金額の合

計額を超える額において被担保債権が消滅した場合には、設定者【又はその債権者】は、前記1(1)の組入義務が生じ、又は生じないこととなるまでの間は、譲渡担保権者等に対し、相当の担保を請求することができる。

(説明)

5 1 集合動産譲渡担保権等及び集合債権譲渡担保権は、設定契約において定められた一定の範囲に属する財産を一括して担保の目的とするもので、その範囲は広範なものになる場合があり、かつ、対抗要件も占有改定や確定日付のある書面による通知等の簡易なもので足りる。また、集合動産や集合債権は、その後の構成部分の入れ替わりが予定されており、その担保価値が設定後に増大し得る。このため、目的となる集合動産や集合債権の特定の仕方によっては、一般債権者のための引当となる財産が著しく減少するおそれがある。そこで、集合動産譲渡担保権等や集合債権譲渡担保権については、一定の限度で担保権者の優先弁済権を制限し、一般債権者の保護を図る必要性が高い。

15 部会資料33では、労働債権を有する者その他の一般債権者を保護するための規律として、集合動産譲渡担保権等又は集合債権譲渡担保権を実行したことにより一定額を超える額において被担保債権が消滅した場合において、その前後に設定者等について破産手続等の開始があった場合には、その超過分の金銭を破産財団等に組み入れなければならないこととする案を提案した。これに対しては、労働債権保護を念頭に特定の一般債権を約定担保権に優先させる規律を求める意見があったものの、競合する担保権の優劣の問題には立ち入らず、設定者等の清算の局面において一般債権者の引当財産を確保するための特別の規律を設けるとの方向性については、支持する意見が多数であった。そこで、本文では、部会資料33の提案の方向性を維持しつつ、審議内容を踏まえた規律の修正を行っている。

20 2 本文1は、破産財団等への組入義務の具体的内容を明らかにするものである。集合動産譲渡担保権等又は集合債権譲渡担保権の実行時期が破産手続等の開始前後のいずれであって本文1の規律が適用される。

部会資料33からの実質的な変更点は以下のとおりである。

25 (1) 部会資料33では、被担保債権の消滅の日から「1年以内に破産手続の開始決定があったこと」を組入義務の発生要件としていたが、本文1(1)ただし書では「1年を経過するまでに破産手続等の開始の申立てがあったこと」に改めている。これは、申立てと開始決定との間の期間には長短があり得ること、破産法第166条が、支払停止後の行為について否認の時期的限界を「破産手続開始の申立ての日から1年以上前」としていることから、申立時を基準とするのが適切であるとの意見を踏まえたものである。これにより、組入義務が課される時間的範囲が拡大することになる。

30 (2) 部会資料33では、抵当権に関する民法第375条が、利息その他の定期金を請求する権利を有する場合に抵当権を行使することができる範囲を「その満期となった最後の2年分」(一般的には、配当期日から遡って2年分と解されている。)と規定していることを参考に、消滅する被担保債権のうち、「元本及び実行時から遡って2年以内」に生じた利息等の額を超える分に相当する金銭を組み入れなければならないこととすることを提案した。これに対しては、破産財団等に組み入れる範囲が限定的に過ぎるとの意見もあった。集合動産譲渡担保権等又は集合債権譲渡担保権は私的実行が可能である

ため、抵当権と比べて実行のために要する期間が相対的に短くなるケースが多いと考えられる。したがって、基準となる期間が抵当権に関する民法第 375 条よりも短くても担保権者にとって不利益になるとはいえない。そこで、本文は、部会資料 33 の提案内容をベースに、組み入れるべき金銭の範囲を「元本及び実行時から遡って 1 年以内」

5  
3 部会では、一般債権者保護の観点から、組み入れるべき金銭の額を「担保目的財産の価額の一定割合額」とすべきとの意見もあった。このような考え方を採るとすれば、例えば、①目的である動産又は債権の価額に一定割合を乗じた額、又は②本文のア及びイの合計額のいずれか低い方の額を超えて被担保債権が消滅した場合に、その超過額を破産財団等に組み入れなければならないというルールを設けることが考えられる。

10  
①は、第 1 順位の譲渡担保権者等が実行により目的である集合動産又は集合債権の価額に一定割合を乗じた額を超える額の被担保債権の満足を受けたときは、その超過分を倒産財団に組み入れようとするものである。もともと、目的財産の価格の割合のみを基準として組み入れるべき額を決定すれば、担保権者は、被担保債権額を大きく上回る集合動産又は集合債権について担保権の設定を受けることにより、長期間にわたる利息や遅延損害金等を担保目的財産から回収することも可能となる。そこで、②では、目的物の価値の基準と併せて本文と同様の規律を設け、そのいずれかを越えた場合には破産財団等への組入れが生ずることとした。

15  
上記の案については、担保権者が上記①の制約によって被担保債権全額を回収することができなくなることを避けるため、このような制約がない場合に比べ、同じ価額の目的財産に担保権を設定した場合に設定者が受けられる融資の額が減少する（そして、設定者が現実に倒産する蓋然性はそれほど高くないにもかかわらず、このような減額は一律に生じてしまう）など、円滑な融資が阻害されるおそれがあるようにも思われる。これらの点について、どのように考えるか。

20  
4 本文 1 (2) は、譲渡担保権者等が組入義務を負う場合には、相殺をもって設定者等に対抗することができないこととしている。これは、譲渡担保権者等に組入義務を負わせたとしても、設定者等が負う金銭支払債務との相殺が可能であれば実効性を欠くためである。

25  
5 部会では、設定者等について破産手続等が開始する前に集合動産譲渡担保権等又は集合債権譲渡担保権を実行する場合について、実行時に超過分の金銭を取り置いて組入義務の原資とするなど、組入義務を確実に履行させるための制度を併せて採用することを提案する意見があった。そこで、本文 2 では、担保権の実行から破産手続等の開始までの間に生ずる譲渡担保権者等の無資力リスク等に対応するための制度を提案している。

30  
(1) 【案 2.1】は、破産法第 70 条を参考に、設定者から譲渡担保権者等に対する組み入れるべき金銭の寄託請求権を認めることを提案するものである。請求を受けた譲渡担保権者等は、組入義務が生じ、又は生じないことが確実となるまでの間は、組み入れるべき金銭を分別管理する義務を負うことになる。寄託をした金銭は、組入義務が生じないこととなった場合に限り返還を請求することができる。

35  
(2) 【案 2.2】は、民法第 650 条第 2 項や第 991 条を参考に、設定者から譲渡担保権者等に対する担保請求権を認めることを提案するものである。これによると、請求を受  
40

けた譲渡担保権者等は、保証人や物的約定担保等を提供する義務を負うことになる。  
この案によると、【案 2.1】と比べて組入義務の履行の確実性が増すことになるが、譲渡担保権者等の負担は増すことになる。

- 5 (3) これらの規律は、設定者の責任財産確保のための規律であるから、【案 2.1】と【案 2.2】のいずれについても、設定者に請求権を認めることとしている。しかし、設定者が請求権を行使しない場合には、破産財団等を確保しようとした趣旨が実現されないおそれがある。そこで、隅付き括弧として、設定者の債権者にも請求権を与えることを提案している。